

平成 14 年 度

# 監 査 報 告

第 1 回 定 期 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

# 目 次

第1回定期監査結果報告	3 ページ
第1 定期監査（事務関係）	4 ページ
第2 定期監査（工事関係）	16ページ

平成15年1月22日

横浜市 市長 中田 宏 様

横浜市監査委員 一 杉 哲 也

同 山 下 光

同 鈴 木 正 之

同 木 村 久 義

平成14年度第1回定期監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり提出します。

# 第 1 回定期監査結果報告

第 1 定期監査（事務関係）

第 2 定期監査（工事関係）

## 第1 定期監査（事務関係）

### 1 監査の対象及び範囲

主として平成13年4月1日から平成14年8月31日までに執行された財務に関する事務について、次の局を対象に監査を行った。

- (1) 総務局
- (2) 市民局
- (3) 福祉局
- (4) 衛生局
- (5) 港湾局
- (6) 市立大学事務局
- (7) 交通局
- (8) 教育委員会事務局（市立学校については、次のものに限る。）

ア 二谷小学校、西前小学校、立野小学校、永田台小学校、日野南小学校、若葉台西小学校、森の台小学校、境木小学校及び公田小学校

イ 生麦中学校、栗田谷中学校、西中学校、大鳥中学校、上菅田中学校、岡村中学校及び霧が丘中学校

ウ 中村養護学校及び本郷養護学校

### 2 監査の期間

平成14年9月9日から平成14年12月20日まで

### 3 監査の結果

今回の監査は、監査対象局の財務に関する事務が、関係法規及び予算に基づき、収入については調定事務・徴収事務が適正に執行されているか、支出については予算が適正かつ効率的に執行されているか、契約事務・検収事務が公正に行われているか、財産の取得・管理・処分が適正に行われているか等について実施した。

なお、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

その結果、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講ぜられたい。

(1) 「町の防災組織」活動奨励費について改善を求めるもの（総務局）

総務局では、市内の各自治会、町内会等が「町の防災組織」を結成し、防災活動実施計画を策定し、本市に計画書を提出した場合には、防災活動を奨励するために、1世帯につき200円を乗じて算出した金額を「町の防災組織」活動奨励費として自治会、町内会等に交付している。防災活動の実施内容については、翌年度に防災活動実施報告書により報告を受けることになっているが、その報告内容をみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

ア 本市補助制度等により別途経費を負担することから、「町の防災組織」活動奨励費を消防団への負担金支出や防犯灯の維持経費に充てることは不適切とされているところ、これらの支出に充てていたもの

イ 防災活動実施報告書には防災訓練を実施した旨の報告があるものの、その実施時期及び参加人数の記載にとどまり訓練内容の具体的記載がなく、又は実施時期の記載のみにとどまっており報告内容に不足が認められ、報告内容の適正化に向けた指導が必要と考えられるもの

(2) 過大な駐車スペースの見直しを求めるもの（総務局）

総務局システム管理課は、事務室、コンピュータ機器室等を確保するため民間ビルを賃借しているが、システム障害発生時の深夜・早朝の緊急対応、ホストコンピュータ修理用資機材・部品の搬出入等のためとして同ビルの屋上に駐車スペース5台分を賃借している。しかし、駐車スペースの利用状況をみると相当低調であると判断でき、5台分の確保は過大と考えられるので、業務の必要性に応じた必要最小限の駐車スペースの確保にとどめられたい。

(3) 外郭団体等への委託業務について改善を求めるもの（市民局）

本市外郭団体等に対して業務委託を行っている市民局所管の事業についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、契約内容、精算方法など委託業務に関し、適正な事務処理に改められたい。

ア 横浜こども科学館の管理運営については、財団法人横浜市青少年科学普及協会に対して利用料金制度による委託を行っているが、委託契約期間終了後に購入した物

品を委託契約期間中に購入したものとして取り扱ったもの

イ 「勤労者のためのパソコン講座」など能力開発訓練事業については、横浜職業訓練協会に対して事業実施を委託しているが、応募状況等を考慮して講座を実施していることから、当初委託契約内容と比較して、実際の講座実施回数、内容、参加者、支出金額等に変更が生じているにもかかわらず、必要な契約変更が行われていないもの

ウ 横浜市勤労者福祉共済事業については、財団法人横浜市勤労福祉財団に対して業務委託を行っており、精算報告時に当初委託料と決算額との差額を精算して返還しているが、決算額のなかに委託内容の項目に入っていない、本市広報誌の広告スペース売払収入等が含まれていたもの

#### (4) 相談事業の効果的な執行を求めるもの（市民局）

市民局では、市庁舎内において、市政一般、法律、人権、交通事故などの市民相談を行っている。この市民相談には、英語、中国語など5つの外国語による相談に対応するため、毎週又は月2回、曜日を定めて1回3時間、定期的に通訳を窓口に配置している。

そこで、平成13年度の相談実績についてみたところ、ハングルについては年間延べ51回開催して電話問合せを含め3件の相談、ポルトガル語は19回で同10件、スペイン語は19回で同12件と、利用が少ない状況と認められた。

については、横浜国際交流ラウンジなど他の相談窓口を開設している関係機関と連携を密にし、効果的な利用促進に向けた広報活動等について検討されたい。

#### (5) 市営地下鉄既存駅舎エレベーター等整備事業について改善を求めるもの（福祉局）

福祉局では、共生のまち推進事業の一環として、市営地下鉄既存駅舎へのエレベーター等整備事業を推進している。整備に当たっては、年度当初に対象となるすべての駅について設計から工事までを一括して交通局に依頼し、完成後、交通局に移管しているが、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

ア 詳細設計書の提出がないまま整備工事が施工されているため、依頼した工事内容の確認ができない状況であるとともに、交通局から検査調書、精算内訳書、図面等

の提出がないまま福祉局において完了検査を行っていたことから、エレベーター設置工事と関連のない改修工事の費用を負担しているもの

イ 交通局が工事請負業者等へ支払う前払金相当額を前金で支払っているが、その金額が実際に必要な額以上となっているもの

ウ 完成後、公有財産台帳への登録を行っておらず、交通局への移管に際して適正な手続がなされていないもの

(6) 買物体験事業について改善を求めるもの（福祉局）

知的障害児施設「なしの木学園」では、入所児童（者）が、買物を通じて正しい金銭感覚を養うことを目的として、買物体験事業を実施している。実施に当たっては、毎月初めに、施設長が在籍人数等に基づいて請求し、共通で使用する経費と個人が使用する経費に割り振って支給しているが、資金前渡として支出すべきであるので、適正な経理処理に改められたい。

また、支払われた現金をほとんど使用せずに累積し、保管していることから、買物体験事業の実施内容について見直すことにより、効果的な事業執行となるよう改められたい。

(7) 職員宿舎敷地の管理について改善を求めるもの（福祉局）

福祉局では、「横浜市公舎及び宿舎規程」（以下「市規程」という。）に基づき、職員に貸与する市有家屋として職員宿舎を設置し、局で定める職員宿舎管理要綱（以下「局管理要綱」という。）で管理運営及び入居規律を定めている。

そこで、宿舎の管理状況についてみたところ、宿舎の敷地を入居者が所有する自家用自動車の駐車場として使用しているものが見受けられた。

しかし、市規程では、職員に貸与するものは家屋と規定しており、また、局管理要綱においても、宿舎敷地を駐車場として使用を許可することができる旨規定されていないため、宿舎敷地を自家用自動車の駐車場として貸与することはできない。

については、適正な費用負担のもと、宿舎敷地の駐車場使用について局管理要綱に定め、適正に管理するよう改められたい。



(8) 福祉施設入所者からの預り金の管理等について改善を求めるもの（福祉局）

「公金外現金事務処理要領」は、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」の適用対象とならない金銭で、業務の関係上本市職員が出納及び保管をせざるを得ないものを公金外現金と定義し、公金と同様、厳正な取扱いを行うものとしている。

障害者福祉施設や養護老人ホーム等では、局が独自に定めた取扱要領（以下「局要領」という。）に基づき、入所者の預金や現金などの財産を施設ごとに本人又は家族からの依頼により預かっているが、これら公金外現金の出納及び保管の状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、局要領の見直しを含め適正な事務処理に改められたい。

ア 預り金の額が多額になっているもの

イ 預り預金の一部について、出納簿が備えられておらず、また、出納に際して決裁を行っていないもの

ウ 公金外現金取扱状況一覧表の作成や、定期的な検査が行われていないなど取扱状況の把握が不十分であるもの

(9) 公衆浴場補助金事務の見直しを求めるもの（衛生局）

衛生局では、公衆浴場の健全な経営を図るなどの目的をもって、公衆浴場法の営業許可を受けて公衆浴場を営業者の及び横浜市公衆浴場協同組合に対して補助金を交付しているが、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

ア 補助金交付に係る要綱によれば、補助金交付対象者の要件の一つとして、前年度の市税を滞納していないことが挙げられているが、補助金申請に当たって市民税に係る納税証明書の徴収にとどまり固定資産税等他の基幹的税目に係る納税状況を確認しておらず、また、効率的な補助金交付事務を行うため納税証明書の徴収に代わる確認方法の検討を要するもの

イ 補助対象事業の一つとして、公衆浴場の内外装設備及び給水湯設備の改修に要する経費の一部助成があり、改修工事の完了に係る現地確認又は写真確認を行うことが適当と考えられるものの、事業報告書、工事代金領収書等の徴収のみで確認を済ませていたもの

(10) 契約内容を分割して発注していたもの（衛生局）

港湾病院では、パソコン及びパソコン周辺機器について、平成14年1月には約242万円分の購入を7件の契約として、3月には約1,237万円分の購入を15件の契約として、庶務課長専決によりそれぞれ分割購入していたので、今後同種の契約を行うに当たっては、事前に必要な調達量を把握し、合計金額による専決権者の決裁を受けた上で購入するよう改められたい。

(11) 横浜市船舶廃油処理場の運営について改善を求めるもの（港湾局）

港湾局では、港湾区域及びその周辺海域において、海洋環境の保全を図るため、小型内航タンカー船内から生じた廃油を船から直接受け入れ、適正に分離処理する施設として、廃油処理施設を設置している。横浜市船舶廃油処理場の運営業務については、設置当初から横浜市船舶廃油処理場運営会に委託しているが、船舶の二重底化による機能向上等により処理量が年々低下し、平成13年度の年間処理量は18,000<sup>m</sup>³になっている。

これは、年間処理量の最大値を記録した昭和48年度の617,000<sup>m</sup>³と比較すると約97%処理量が減少しており、現在施設の有する処理能力を考慮しても有効に施設が使用されているとは言い難い実態が見受けられた。

施設のあり方の検討については、平成5年度から関係機関と調整を行っているところであるが、早期に結論を出せるように積極的な取組をされたい。

(12) 附属病院及び附属市民総合医療センターにおける入院未収金の回収に関する事務について改善を求めるもの（市立大学事務局）

附属病院及び附属市民総合医療センターでは、入院患者の自己負担分について、未収金の発生防止や早期回収に努めているところであり、未収金の回収に関する事務についてみたところ、文書や電話による催告及び個別訪問並びに分納相談などを行うとともに、その折衝内容については個人別の管理台帳を作成し記録していた。

しかしながら、両病院における入院未収金は多額となっており、その回収については、より一層の対策を講じる必要があるが、その一つとして、入院保証人に対する請求を徹底することが考えられる。

両病院とも、入院の際に提出する「入院申込書」には、入院保証人を記載することとなっており、保証人は、患者と別に生計を営んでいる成人とされ、「入院申込書」には、『入院した場合、諸規程を守り、諸費用の支払等について一切迷惑をかけることはもちろん、万一これに違反した場合は、保証人と連帯してその義務を果たすことを誓約します。』とされている。

現在、両病院では、患者本人やその家族に対する請求は行っているが、入院保証人への請求は行っていない状況にあるので、患者やその家族への催告を行っても納付がない場合には、入院保証人への請求を実施するようにされたい。

(13) 公金外現金の適正な検査等を行うことを求めるもの（市立大学事務局）

市立大学事務局では、文部科学省の科学研究費補助金など各種研究費について、教員に研究交付金として交付した後の事務処理は、公金外現金として執行するなど、多額の公金外現金を取り扱っている。

「公金外現金事務処理要領」では、所管局区の庶務担当課は、「公金外現金取扱状況一覧表」を作成し、取扱状況を把握するとともに、所管局区長は、毎年1回以上所属職員の公金外現金の取扱いについて検査しなければならないと規定されている。

そこで、市立大学事務局における公金外現金の把握及び検査の状況についてみたところ、平成10年度以降、一覧表を作成し、取扱状況を把握することが行われておらず、また、検査も実施されていなかったため、同要領にしたがった適正な事務処理に改められたい。

(14) 「みなとぶらりチケット」等の料金徴収委託について適正な事務処理を求めるもの  
(交通局)

交通局では、地下鉄・バス共通特殊1日乗車券である「みなとぶらりチケット」及び「みなとぶらりチケットワイド」をそれぞれ平成13年4月、平成14年4月から発売している。この販売に当たっては、旅行代理店、市内ホテル等に販売を委託しているが、「横浜市交通局会計規程」に基づく料金徴収事務を委託した告示が必要であることから、適正な事務処理に改められたい。

また、「みなとぶらりチケット」及び「地下鉄1日乗車券」について、販売委託に

より受託者に預けているものがあるが、販売されるまでは本市のものであるにもかかわらず、預けている枚数の現在高を把握していないものが見受けられたので、適正な管理を行うよう改められたい。

(15) 営業所の営繕や衛生設備の修繕について改善を求めるもの（交通局）

交通局では、営業所の営繕や衛生設備に修繕が生じた場合、所管課が調度課に契約の締結を依頼し修繕を実施している。

そこで、これらの修繕についてみたところ、年度当初に金額や内容などの定めがない年間契約を締結し、個々の修繕の実施に当たっては、この年間契約を根拠として、数件ずつまとめて年間契約を締結した業者と単独随意契約をしている。

しかし、「横浜市交通局契約規程」によると、契約に当たっては原則として金額や内容について定めることとされているので、年度当初に概算数量をもとにした単価契約を締結することや小額の修繕については所管課長等へ契約締結権限を委譲することなど多様な契約方法を検討されたい。

また、この修繕契約について、履行状況を確認したところ、当該業者に対して個々の修繕の契約締結前に作業を指示していたものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

(16) 複数免許取得助成事業の見直しを求めるもの（教育委員会事務局）

教育委員会事務局では、中学校における免許教科外教科の教授担任の解消と教育内容の充実を図るために、通信教育による複数免許取得を目的として、毎年4月1日現在、横浜市立中学校に勤務する教諭で、現在は取得助成対象教科の免許状を有しないが、その免許状の取得を希望する者を募り、審査の上、対象者を決定し助成金を2年間交付する複数免許取得助成事業を実施している。

同事業により助成金の交付を受けた者の免許取得状況をみたところ、次のように助成金が有効に活用されていない状況が見受けられたので、効果的な助成となるよう検討されたい。

ア 平成11年度助成開始者7人について、引き続き2年目の助成を受けた者が4人、2年目の助成を辞退した者が3人であったが、複数免許取得助成金支給対象基準や

複数免許助成事業応募要領に定める2年以内（平成12年度末まで）に免許を取得した者はいなかった。その後、平成13年度末までに免許を取得した者が2人いるが、辞退者を含め5人は監査日現在免許を取得できていないもの

イ 平成12年度助成開始者7人について、引き続き2年目の助成を受けた者が5人、2年目の助成を辞退した者が2人であったが、2年以内（平成13年度末まで）に免許を取得した者は1人であった。その後、平成14年11月現在免許申請中の者が1人いるが、辞退者を含め5人は監査日現在免許を取得できていないもの

(17) 自作視聴覚教材制作事業について事務改善を求めるもの（教育委員会事務局）

自作視聴覚教材制作事業については、シナリオ作成から撮影までの部分について、本市教員で構成される横浜市小学校教育研究会を相手方として、ビデオ教材制作に関して専門的知識と実績があることを主な理由として単独随意契約により委託している。

委託の作業内容を確認したところ、情報教育課の機材を使用し制作していたので、所要経費の直接執行での対応について検討されたい。

(18) 本市の歳入とすべきものについて適正な事務処理を求めるもの（教育委員会事務局）

市立学校では、各大学からの依頼に基づいて教育実習生を受け入れた際に、謝礼を受領しており、また、学校内に設置してある公衆電話について、その料金回収に係る受託手数料を受け取っているが、いずれも本市の歳入に計上されていなかったため、適正な事務処理に改められたい。

(19) 市立学校施設の目的外使用について使用料を徴収すべきもの（教育委員会事務局）

市立学校施設の目的外使用については、「横浜市立学校施設使用規則」に基づき、普通使用（市民及び市内の団体がスポーツ、レクリエーション、講習会、展示会及びその他の会場として学校施設を使用する場合）と特別使用（普通使用以外の目的で学校施設を使用する場合）に区分して許可手続を定めている。

このうち、特別使用に係る使用料については、「横浜市立学校施設使用規則」によると、「横浜市公有財産規則」の規定を準用するものとされている。

そこで、特別使用に係る使用料徴収の事務手続をみたところ、昭和45年に事務取扱の内部基準として「横浜市立学校施設使用規則運用基準」を制定し、同基準において別に定めるまで当分の間免除する取扱いとしたまま、監査日現在まで使用料を徴収していない状況にあったので、使用料の取扱いについて定められたい。

(20) 学校配当予算に係る小学校、中学校及び養護学校における契約事務について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

今回、監査対象とした小学校、中学校及び養護学校（18校）における印刷製本費の契約事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

ア 平成13年度及び平成14年度の契約（86件約804万円）については、その相手方が、金額で約9割（約713万円）、件数では約7割（64件）が入札参加名簿未登載業者となっており、また、入札参加名簿登載業者であっても印刷業務が取扱種目となっていないものが多数（22件中20件）見受けられた。

「横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱」によると、入札参加資格者は原則として当該年度の一般競争入札有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目について登録が認められた者と規定されているので、適正な契約業者の選定を行うよう事務処理を改めるべきもの

イ 市立学校総合文化祭については、指導第一課を中心に、いくつかの学校に予算を配当して経費執行されており、このうち栗田谷中学校には、印刷製本費が配当され、記録誌、プログラム、ポスター等を作成しているが、学校長の専決金額の範囲内になるよう、同一の印刷物を分割して発注しているものが見受けられた。

学校における印刷製本費の執行及び契約事務については、「横浜市契約事務委任規則」等により、学校長の専決金額は40万円未満と定められていることから、これを超える場合には、財政局に契約依頼を行うなど適正な事務処理に改めるべきもの

(21) 資金前渡による支払事務について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

市立学校では、学校費の執行方法として、必要に応じて資金前渡により、必要資金を学校長に支払う取扱い（以下「前渡金」という。）を行っているが、次のようなも

のが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

ア 前渡金の口座からの払出しが遅れたなどのため、支払額の全部又は一部を公金以外の資金で支出していたもの

イ 前渡金の受領前に支払っていたもの

ウ 前渡金精算書と領収書の金額が異なっていたもの

## 第2 定期監査（工事関係）

### 1 監査の対象及び範囲

主として平成13年4月1日から平成14年8月31日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、下水道局、港湾局及び教育委員会事務局を対象に監査を行った。

監査対象局	監査対象工事		監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件数	工事金額(契約)	件数	工事金額(契約)
下水道局	2,647件	1,381億3,174万8,890円	166件	316億3,602万3,800円
港湾局	799件	413億6,633万5,070円	98件	274億2,193万 617円
教育委員会事務局	103件	26億3,497万5,099円	30件	11億7,602万1,000円
計	3,549件	1,821億3,305万9,059円	294件	602億3,397万5,417円

主な監査実施工事は次のとおりである。

#### (1) 下水道局

鳥山川遊水地建設工事（その4）、栄処理区東俣野幸浦線（第4工区）下水道整備工事（その2）、磯子第二ポンプ場雨水滞水池（第一期）築造工事（その2）、北部処理区鶴見第二幹線下水道整備工事、金沢下水処理場沈砂スクリーンかす洗浄設備工事、今井川地下調節池建設工事（その10）、和泉川改修工事、南土木管内下水道修繕工事、緑土木管内取付管接続受託下水道工事、下水道整備に伴う図面情報作成委託

#### (2) 港湾局

横浜港国際客船ターミナル（仮称）新築工事（第1工区建築工事）及び臨港道路整備工事（第1工区）（その2）、本牧ふ頭整備工事（その19埋立工）、南本牧埋立工事（その214外周護岸ケーソン製作）、山下臨港線プロムナード整備工事（本體工）、臨港幹線新港・山内地区道路建設工事（その134本體工）、山下ふ頭内舗装補修工事（14 - 1）、南本牧埋立事業中継所土砂受入等業務委託



### (3) 教育委員会事務局

神大寺小学校校庭整備工事、下野谷小学校校庭整備工事、茅ヶ崎東小学校校庭整備工事、軽井沢中学校校庭整備工事、美しが丘小学校校庭整備工事、大曽根小学校校庭改良工事、大正中学校校庭改良工事、元街小学校校庭整備設計委託

## 2 監査の期間

平成14年9月9日から平成14年12月20日まで

## 3 監査の結果

今回の監査は、監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査等により実施した。

その結果、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講ぜられたい。

### (1) 下水道修繕工事等の設計変更における仮置き場の借地期間の取扱いについて、統一的運用を求めるもの（下水道局）

下水道局の「下水道管きょ標準積算マニュアル（開削工法・推進工法編）」では、下水道管きょ工事における掘削土の仮置き場を確保するための借地料について、一工事当たり130㎡を標準として、全体工期から準備及び跡片付け期間を除いた期間を乗じて計上することとしている。

そこで、土木事務所発注の管内下水道修繕工事等における借地料の計上方法についてみたところ、工期延長を伴う設計変更に際して、一工事当たりの標準面積に乗じる期間設定に関し、全体工期を対象としているものや、延長期間に応じた期間設定を行っているもの、あるいは工期が延長しても借地期間の変更を行っていないものなど、土木事務所あるいは設計担当者により、その取扱いがまちまちな状況となっていた。

このような状況では、各土木事務所において毎年度行われている同様な工事の請負業者に対して、公平性を保つことができないので、工期延長を伴う設計変更における仮置き場の借地期間の取扱いについて、統一的運用を図るよう改善されたい。

(2) 工事の安全を確保するため、小規模な工事においても、適切な土留めを行うよう請負業者への指導を求めるもの（下水道局）

公衆災害の防止を目的とした「建設工事公衆災害防止要綱」及び土木工事における施工の安全確保のための「土木工事安全施工技術指針」において、土留め・支保工について、掘削する深さが1.5mを超える場合には、原則として土留めを行うことと規定されている。また、下水道局の標準施工図においても、土留めを行うこととなっている。

そこで、「戸塚区共同排水設備受託工事(13 - 2)」等、土木事務所管内で施工される小規模工事をみたところ、掘削する深さが1.5mを超えるもので土留めを行っていないものや土留めの施工方法について適切でないものが見受けられた。

今後、工事の安全を確保するため、小規模な工事においても、適切な土留めを行うよう請負業者への指導を徹底されたい。

(3) 設計書の作成に当たり、より実態に即した設計内容に改善するよう求めるもの

（港湾局）

「大黒ふ頭内整備工事（13 - 1）」等及び「南本牧埋立事業中継所土砂受入等業務委託」をみたところ、緊急補修を目的としている工事において、次のようなものが見受けられた。

毎年度継続的に行われる緊急補修工事の当初設計は、過年度の施工実績等を考慮するなど、適切な設計内容になるよう改善されたい。

ア 「大黒ふ頭内整備工事（13 - 1）」等において、ふ頭内における緊急補修工事であることから、当初設計では工事箇所と内容を想定して契約し、施工に当たっては緊急補修要請に合わせて、箇所や内容を変更して、設計変更により処理していたもの  
イ 「南本牧埋立事業中継所土砂受入等業務委託」における小破修繕工事について、計画修繕的内容の工事が含まれているが、当初設計書には金額が一式計上されているのみで、その具体的内容が明記されていないもの

(4) 防球ネット用コンクリートポール運搬費の積算に際し、土木工事積算基準等の適切な運用の徹底を求めるもの（教育委員会事務局）

土木工事におけるコンクリートポール運搬費の積算方法については、「土木工事積算基準・標準歩掛表（土木工事編）」及び「積算参考資料（土木工事編）」に品目の記載がないことから「質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬」を準用し、基本料金に特大品割増等を加算して求めることとしている。

そこで、「軽井沢中学校校庭整備工事」ほか4校の校庭整備工事をみたところ、防球ネット用コンクリートポール運搬費の積算に際し、基本料金、特大品割増等の数値の適用及び加算方法が適切になされていなかったものが見受けられた。

コンクリートポールの運搬費の積算に当たっては、「土木工事積算基準・標準歩掛表（土木工事編）」等の適切な運用の徹底を図らねたい。